

防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱

令和5年8月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等において新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から令和5年5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために要する経費に対して補助するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、防府市内において、次に掲げる施設又は事業所を設置、又は事業を実施し、感染症拡大防止を徹底するための取り組みを行う者とする。

- (1) 施設又は事業所とは、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所をいう。
- (2) 事業とは、防府市から委託を受けて実施する延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、病児保育事業をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、別表に定めるところにより補助するものとし、市長が別に定める期間に、事業の着手（発注又は実施）から完了（納品又は支払）までを終えた事業とする。

(補助金の額)

第4条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で別表に定める基準額と対象費用の額から寄付金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額を比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を支出するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する補助対象者は、防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の交付決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助対象者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返納しなければならない。
- (5) 補助対象者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びそ

の他の関係書類を整備し、交付決定のあった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付の請求)

第8条 第6条の交付決定を受けた補助対象者は、防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条及び第4条関係）

区分	対象事業者	基準額	対象費用	補助率
(1)	第2条第1項第1号の施設又は事業所の設置者	<p>1施設あたり</p> <p>定員19人以下 30万円</p> <p>定員20人以上 59人以下 40万円</p> <p>定員60人以上 50万円</p> <p>※「定員」とは、4月1日時点の認可定員とする</p>	※保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表「対象経費」による	
(2)	第2条第1項第2号の事業を実施する者	<p>1事業あたり</p> <p>① 子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業 30万円</p> <p>② 延長保育事業</p> <p>定員19人以下 15万円</p> <p>定員20人以上 59人以下 20万円</p> <p>定員60人以上 25万円</p> <p>※「定員」とは、4月1日時点の利用定員とする</p>	※子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙「対象経費」による	10/10

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業補助金交付申請書

防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱
第5条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 感染症拡大防止の取り組み及び経費の内訳 別紙1のとおり

別紙 1

施設名	
-----	--

(1) 感染症拡大防止を徹底するための取り組み

<input type="checkbox"/>	保護者との連絡等におけるICTの活用
<input type="checkbox"/>	遊具等の消毒や密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者の雇い上げ
<input type="checkbox"/>	感染症対策計画の策定
<input type="checkbox"/>	職員の体調管理
<input type="checkbox"/>	その他の取り組み
(実施している取り組みの詳細)	

(2) 新型コロナウイルスの感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）の感染状況

発症日	感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）の人数及び感染状況の詳細
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

※感染者とは、PCR検査のほか抗原検査（いずれも自費検査含む。）により陽性となった方を指します。
 ※令和5年4月1日から令和5年5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等の感染状況を記入してください。

(3) 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保のための費用

(単位：円)

目的	区分1		区分2		実施日（期間）	支払日
合計						

※支払ったことが確認できる資金台帳等の資料を添付してください。

(4) 消毒清掃費用等の職場環境の復旧・環境整備を行うための費用

(単位：円)

商品名称等	目的	区分1		区分2		発注日	実施日（期間） 及び納品日	支払日
合計								

※物品ごとに、商品が納品されたことが確認できる納品書と支払ったことが確認できる領収書等を添付してください。
 ※必ず対象とした経費の①実施日（期間）又は納品日、②支払日の2点がわかる、納品書及び領収書等を添付してください。（発注票や請求書は実施日及び納品日の確認資料とすることができますが、支払日の確認資料として使用することはできません。）
 ※感染者の発生や感染者との接触があった者への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した物品等にかかる経費）は対象とならないためご注意ください。

(5) 補助上限額及び補助交付額

補助区分	区分1		区分2	
(3) 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保のための費用				
(4) 消毒清掃費用等の職場環境の復旧・環境整備を行うための費用				
合計				
補助上限額				
補助交付額				

第2号様式（第6条関係）

指令防子第 号
年(年) 月 日

様

防府市長

年度防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

防 府 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け防子第 号により交付の決定を受けた 年度新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金による確定額

金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 添付書類

第4号様式（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

内訳 年度防府市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業
継続支援事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		